

スノーボード公認技術代表規程細則

第1条 スノーボード（以下「S B」という。）公認技術代表規程第11条に基づき、この細則を定める。

第2条 S B公認技術代表検定会は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) S B公認技術代表検定は理論検定および実技検定を行う。
 - (2) 理論検定は研修会で行ない、実技検定は競技会運営のために公式に任命された公認技術代表の監督のもと行われる本連盟が指定するS B公認競技会で行う。
 - (3) 実技検定受検者は、公認技術代表候補生として、技術代表が通常執り行うすべての業務を実技課題として遂行し、技術的技量の評価をもって検定とする。なお1競技会あたりの実技検定受検者は原則2名までとする。
- 2 公認技術代表検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 理論検定は、100点満点とし、70%以上をもって合格とする。合格者は技術代表候補者として実技検定を受検することができる。
 - (2) 実技検定は、理論検定の合格者で、実技検定の評価で80%以上をもって合格とする。実技検定受検の期限は理論検定合格より2年以内とする。
 - (3) 検定会検定料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。
 - (4) 実技検定会時の経費は、公認技術代表候補生自身が負担すること。
- 3 公認技術代表のスノーボード・スキー種目複合資格取得に必要な理論検定および実技検定については次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) スノーボード・スキー／クロスの複合資格はスノーボード、スキーのいずれかの理論検定とクロス競技会での実技検定とする。
 - (2) スノーボード・スキー／ハーフパイプの複合資格はスノーボード、スキーのいずれかの理論検定とハーフパイプ競技会での実技検定とする。
 - (3) スノーボード・スキー／スロープスタイル・ビッグエアの複合資格はスノーボード、スキーのいずれかの理論検定とスロープスタイルもしくはビッグエア競技会での実技検定とする。
- 4 公認技術代表検定に伴うすべての業務は、競技本部が行う。

第3条 S B公認技術代表の研修会は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会の参加資格は、S B公認技術代表の有資格者、S B公認技術代表検定受検者およびS A J登録会員で将来技術代表の公認を得ようとする者で本連盟が認めた者とする。
- (2) 研修時間は、最低限6時間とする。
- (3) 講師は、原則としてS B公認技術代表とする。
- (4) 研修会受講料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。
- (5) 研修会の種類は、本連盟の主催するものと本連盟S B委員会が認めて加盟団体が主催するものの二種類とする。

第4条 研修会受講者及び検定受検者は、所定の様式により、所定の期日までに、各種公認・登録等料金一覧表に定める参加料又は検定料を添えて参加申込みを行わなければならない。

第5条 国際競技規則（ICR）の取得手順に基づきF I S S B公認技術代表資

格を取得した者は、S A J S B 公認技術代表として公認する。

第 6 条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和元年10月13日 改正

令和 5年11月17日 改正